横浜市神奈川区福祉保健活動拠点 指定管理者評価基準項目別評価結果

※選定委員5名(順不同)

※選定委員5名(順不同)		配 点		得 点		社会福祉	法人横浜	市神奈川	区社会福	祉協議会
	項 目	()は、1.	人あたり	()は	、得点率	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
1	運営ビジョン	150	(30)	128	(85.3%)	28	24	28	24	24
	(1) 地域における福祉保健活動拠点の役割	50	(10)	42	(84.0%)	8	8	10	8	8
	(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組	50	(10)	40	(80.0%)	10	8	8	8	6
	(3) 合築施設との連携(合築の場合のみ)	50	(10)	46	(92.0%)	10	8	10	8	10
2	団体の状況	100	(20)	84	(84.0%)	18	16	18	16	16
	(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等	50	(10)	44	(88.0%)	10	8	10	8	8
	(2) 財務状況	50	(10)	40	(80.0%)	8	8	8	8	8
3	職員配置·育成	100	(20)	88	(88.0%)	20	16	20	18	14
	(1) 職員の確保及び配置	50	(10)	44	(88.0%)	10	8	10	8	8
	(2) 育成·研修	50	(10)	44	(88.0%)	10	8	10	10	6
4	施設の管理運営	275	(55)	219	(79.6%)	40	46	50	45	38
	(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組	50	(10)	40	(80.0%)	8	8	8	8	8
	(2) 事件事故等防止体制、緊急時の対応	50	(10)	36	(72.0%)	6	8	8	8	6
	(3) 防災等に対する取組	50	(10)	40	(80.0%)	8	8	10	8	6
	(4) 公正・中立性の確保	50	(10)	40	(80.0%)	6	10	10	8	6
	(5) 利用者のニーズ、要望及び苦情への対応	25	(5)	22	(88.0%)	4	4	5	5	4
	(6) 個人情報保護、情報公開、人権尊重の取組	25	(5)	21	(84.0%)	4	4	5	4	4
	(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注等、本市の重要施策 を踏まえた取組	25	(5)	20	(80.0%)	4	4	4	4	4
5	事業	400	(80)	352	(88.0%)	72	66	74	70	70
	(1) 施設の提供	100	(20)	 88	(88.0%)	18	18	18	16	18
	ア 利用団体との関係性の構築・支援	50	(10)	46	(92.0%)	8	10	10	8	10
	イ 施設の利用促進	50	(10)	42	(84.0%)	10	8	8	8	8
		200	(40)	172	(86.0%)	36	30	36	36	34
	ア ボランティアに関する情報収集、分析及び計画立案	50	(10)	50	(100.0%)	10	10	10	10	10
	イ ボランティアに関する広報及び情報提供	50	(10)	40	(80.0%)	8	8	8	8	8
	ウ ボランティアに関する相談・紹介	50	(10)	42	(84.0%)	10	6	8	10	8
	エ ボランティアの育成・支援	50	(10)	40	(80.0%)	8	6	10	8	8
		100	(20)	92	(92.0%)	18	18	20	18	18
	ア 関係機関及び地域団体との連携	50	(10)	46	(92.0%)	8	8	10	10	10
	イ 区行政との協働	50	(10)	46	(92.0%)	10	10	10	8	8
6	収支計画及び指定管理料	75	(15)	60	(80.0%)	12	12	12	12	12
	(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分	50	(10)	40	(80.0%)	8	8	8	8	8
	(2) 運営費の効率性	25	(5)	20	(80.0%)	4	4	4	4	4
	<u> </u>	1,100	(220)	931	(84.6%)	190	180	202	185	174
	最低制限基準 最低制限基準に対する得点		660			「7 本市重要政策を踏まえた応募団体の取組 状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を 除く評価基準項目の合計点に、第2回選定委員 会出席委員数を乗じて算出した点数の60%				
			931			「7 本市重要政策を踏まえた応募団体の取組 状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を 除いた採点の合計				
7	本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況	50	(10)	30	(60.0%)	6	6	6	6	6
	(1) 障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	20	(4)	20	(100.0%)	4	4	4	4	4
	(2) ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	_	_		_	-	_	_	_	_
	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	10	(2)	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
	イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 一般事業主計画の策定	10	(2)	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
	ウ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活に おける活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッド バランス企業の認定	10	(2)	10	(100.0%)	2	2	2	2	2
8	前期の指定管理業務の実績	50	-10~10	23	(46.0%)	5	5	0	5	8
	合 計(1~8)		(240)	984	(82.0%)	201	191	208	196	188